

個人所得税の 必要経費について

この取扱いで、これまでに問題になった事項について、若干おさらいをします。

なお、この考え方は会社にも共通します。

□マンションの修繕積立金

マンションには殆ど管理組合があって、管理費及び修繕積立金の支払があるかと思えます。

事業に使用しているか、または他に貸しているマンションの修繕積立金は当然必要経費であると思われるかも知れませんが、これは実際に修繕を行ったときの費用であり、支出時は、繰延資産又は前払費用とすべきであるという指導があったようです。しかし、その費用が次の条件に当てはまる場合は、支払債務の確定した日の属する年の必要経費として計上できます。

- ① 管理組合の運営については、適正な管理規約に定められた方法により行われていること。
- ② 管理組合は、納付された修繕積立金についてはマンション所有者への返還義務がないこと。
- ③ マンションの所有者にとっては、区分所有者となった時点で、管理組合へ修繕積立金を納付しなければならないこととされていること。
- ④ 修繕積立金は将来の修繕のためにのみ使用されるもので、他へ流用されるものでないこと。
- ⑤ 修繕積立金の額は、長期修繕計画に基づき各区分所有者の共有持分に応じて合理的な方法により算出されていること。

□同業者グループの親睦会

同業者グループといっても、その規模はいろいろあると思われます。一定地域などの同業者の大部分が加入し、会費の使途も組合員の事業発展向上のためにあるなど、事業の遂行上必要なものであれば必要経費に含まれるものと考えられています。しかし、単に4～5名のグループで会費が積み立てられ、その会費が旅行費用やグループ間の慶弔等に充てられている場合には事業の遂行上必要なものとは考えられません。

□事業主、事業専従者等の慰安旅行

使用人、事業専従者、事業主が揃って旅行に



○鳥の卵は楕円形で、いわゆる卵形です。親鳥が卵を抱いて温める際、誤って転がしても、遠くに転がらずに、卵は軸を中心に回転して、自然にもとの位置に戻ってくるようになっていきます。断崖や岩の上に産卵する鳥の卵ほど一方の先が尖って転がり落ちないようになっています。反対に、木の穴に産卵する鳥の卵は落とす心配がないので球形をしています。



出かけ通常の慰安旅行程度の旅行をした場合はその全部が必要経費になります。事業主が慰安旅行に参加するのは、従業員の引率、支払等のためであれば、当然必要経費となり、事業専従者が事業主の奥さんであったとしても使用人と同じ旅行であるならば、必要経費となります。

ただし、事業の業務の必要上で、旅行の不参加者に金銭を支払った場合は、その旅行の費用全部が必要経費にはならず、賞与を支給したことになりますので注意が必要です。

□事業主と事業専従者のみの慰安旅行

事業主と事業専従者のみで旅行した場合は、その旅行は単なる家族旅行としての性格が強いことからその費用は家事関連とされ必要経費とは認められません。

□所得補償保険

所得補償保険という保険があります。この保険は事業主が病気や傷害などによって働くことができなくなった場合に、その期間に応じて保険金を事業主に支払う保険です。したがって、生命保険の一種と考えられ、事業主が自分自身の病気や怪我により減少する所得を補填することを目的としたものですから、それは事業遂行上必要な経費とは認められません。なお、この保険金については課税されません。